

企業長提出議案第 11 号

令和元年度大井上水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の  
処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和元年度大井上水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金 80,861,733 円のうち、25,841,130 円を組入資本金へ処分し、31,020,603 円を建設改良積立金に積立て、残余を繰り越すものとする。

令和 2 年 8 月 21 日提出

大井上水道企業団企業長 染谷 絹代